

## 2021 年度コンプライアンス委員会報告・付属資料

2021 年度コンプライアンス委員会報告に示した事項について、具体的な手続き及び規程等の見直しに向けた参考としていただくため、報告・付属資料として以下のとおり示します。

### 1. 防止策

#### 1) 事務作業、確認等のしくみ

##### (ア) 所属・役職等の確認

- ・ 下記記入表などにより毎年 3 月から 4 月を基本の期間として、役員各自により記入し事務局に送付します。この際、提出していただく書式に「上記以外の NPO 法人の役員に就任しておらず、認証取消のなされた NPO 法人の役員に就任しているなど、NPO 法の役員の欠格事由に該当する事実はありません」という文章を入れて、自署をしてもらった書式にすると、役員本人の自覚が促される効果がある、とされています。
- ・ 収集した情報を事務局で一覧にして理事会に提出し確認します。
- ・ 新規役員については就任時に同様の手続き作業を行います。

#### ● 参考：他団体役員等記入表（案）

他団体役員等記入表

氏名	フリガナ	生年月日	現住所	所属団体・役職等	
				常勤（・役職(所在地)）	非常勤（・役職(所在地)）
[参考] 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	2000年1月1日	〒.....東京都 新宿区歌舞伎町2丁 目19番地の13	NPO法人.....事務局員(東京都新宿区)	NPO法人.....理事(神奈川県横浜市)、 認定NPO法人.....理事(埼玉県さいたま市)、 NPO法人.....理事(東京都新宿区)、 一般社団法人.....監事(東京都千代田区)、 株式会社.....顧問(東京都武蔵野市)

\*NPO法人は必ずご記入ください。その他の法人格の団体については可能な範囲(任意)でご記入ください。

##### (イ) 認証取消し NPO 法人の確認

- ・ (ア) で収集した情報をもとに内閣府及び NPO 法人所轄庁（都道府県、政令市等）の「NPO 法人ポータルサイト」（WEB サイト）を活用し該当する団体の情報を事務局で確認します。
- ・ 上記確認で「存在が確認できない法人」及び「認証を取り消された法人」などについては役員本人に連絡し、確認します。
- ・ 2 年以内に認証を取り消された他の NPO 法人で、認証取り消し時点で役員をしていた当法人役員については、退任（辞任）していただくなど、必要な手続きを進めます。

##### (ウ) NPO 法人報告、申請手続きにおける確認

- ・ NPO 法人の認定申請など重要な申請については、申請書の案を事務局で作成し理事会に提案するとともに理事長及び担当理事の確認のうえ提出します。
- ・ NPO 法人の事業報告及び届出の提出については、報告書等の案を事務局で作成し事前に理事長及び担当理事の確認のうえ提出します。
- ・ 申請にかかる担当理事は複数名とし、報告及び届出にかかる担当理事は 1 名程度として、理事長が選任し理事会に報告します。

● NPO 法人申請・報告手続き（例）

NPO法人申請・報告手続きの例

区分	内容	提出先	時期
申請関係	認定NPO法人	東京都	申請時
報告関係	NPO法人事業報告	東京都	毎年
届出	定款、役員変更等	東京都、法務局	改訂時等

(エ) 内部研修等の実施

- ・ 理事及び事務局スタッフ参加による内部研修については、年1回は必須研修として行い、役員または事務局からの提案などにより必要に応じて行うこととします。
- ・ 上記内部研修以外に、担当役員及び事務局スタッフ（主に担当スタッフ）が参加する内部研修についても必要に応じて実施開催します。

2) 責任所在・体制、理事・理事会等の関与

(ア) 役員会の位置づけ

- ・ 役員会の主な目的は「理事会に提出する議案の確認」として、その構成については理事会で決定します。（例えば、理事長及び副理事長、業務担当理事、会計担当理事、事務局長により構成）※なお、必要な場合は他の役員及び事務局スタッフの参加を求めることができることとします。
- ・ 定款・規則への規定例：・・・（例えば、業務担当理事及び会計担当理事）の任期は2年とし（再任は妨げない）、その選任は理事長が行い理事会で確認します。
- ・ 役員会を「理事会規則」に明記します。
- ・ ※現在の役員会構成：理事長、副理事長、理事2名

(イ) 内部チェック体制（会計）

- ・ 一定額以上の経費の支出等については、理事長及び・・・理事（例えば会計担当理事）の確認のうえ執行することを基本とします。
- ・ 内部チェックが必要な経費区分や額などについては、特に基金・助成事業ごとに運営方法等が異なるため、下記「会計・経理関係内部チェック例」を参考にして定めることとします。
- ・ 内部チェックを行う際には、それぞれの作業において「チェックリスト」などを用いて確認することでチェック漏れなどの防止につながりますので、「チェックリスト」を作成し活用して進めることとします。

● 会計・経理関係内部チェック例

経費区分(科目)	確認者	執行額	確認方法
一般的な経費(助成金以外)	理事長及び会計担当理事	20万円以上	電磁的方法にて執行7日前までに送付し確認
助成金	理事長及び会計担当理事	全て	電磁的方法にて執行7日前までに送付し確認
全て	事務局長	5万円以上	電磁的方法等にて執行前までに送付し確認
事務局人件費	除外		

\*経費区分、額は基本・目安としてのものであり、執行するうえでは特に事務局内部での日常的なルールなども必要と思われます。

## 2. 各種規程類の見直しについて

防止策等を進めるうえで特に見直しが必要と思われる規程類を下記に示します。

### 1) 所属・役職等の確認

「倫理規程」及び「役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程」にもとづき、見直し執行する。

### 2) 認証取り消し NPO 法人の確認

「事務局規程」「役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程」を見直し執行する。

### 3) NPO 法人報告、申請手続きにおける確認

「理事の職務権限規程」を見直し執行する。

※ 本見直しについては、事務作業が煩雑となることも想定され、役員及び事務局とで十分協議を行い進めることとする。

### 4) 役員会の位置づけ

「理事会規則」、「理事の職務権限規程」を見直し執行する。

【参考】

■ 1) 及び2) 関係

○ 倫理規程（抜粋）

（利益相反等の防止及び開示）

第6条 この法人は、利益相反を防止するため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

○ 役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程（見直し案：抜粋）

（自己申告）

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによつてかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

4 理事である事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、理事長に対して行うものとする。

（定期申告）

第4条 役員は、毎年当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

（申告後の対応）

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、認証を取り消されたNPO法人との照合をはじめとした申告内容の確認を徹底した上、理事長と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた理事長は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

○ 事務局規程（見直し案：抜粋）

（規程外の対応）

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項及び役員の利益相反防止のための自己申告等に関する事項は、別に「文書管理規程」及び「役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程」に定める。

■ 4) 関係

○ 理事会規則（見直し案：抜粋）

（権限）

第13条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、理

事長及び副理事長の選任若しくは解職その他この法人の定款で定める職務を行う。

(決議事項)

第14条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

イ この法人の業務執行の決定

ロ 理事長及び副理事長、・・・(例えば、業務及び会計担当理事)の選任及び解任

第5章 役員会

(役員会)

第17条 理事会への議案等を協議するため、理事会のもとに役員会を置くことができる。

2 役員会は、理事長及び副理事長、・・・(例えば、業務担当理事、会計担当理事)、事務局長により構成し、必要に応じて理事及び監事、事務局員の出席を求めることができる。

○ **理事の職務権限規程** (見直し案：抜粋)

(例えば、業務担当理事及び会計担当理事)

第6条 ……(例えば、業務担当理事及び会計担当理事)の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(2) 毎事業年度1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。